

保有個人データの開示又は第三者提供記録の開示等の回答書

様

回答日 年 月 日

年 月 日に、ご請求いただいた保有個人データの開示又は第三者提供記録の開示等について、以下のとおり回答いたします。

記

I. ご請求いただいた個人情報の登録状況。

- 登録されておりました。 登録されていませんでした。

II. ご請求いただいた内容

- 保有個人データの利用目的の通知 保有個人データの開示
 保有個人データの第三者提供記録の開示
 保有個人データの訂正 保有個人データの追加 保有個人データの削除
 保有個人データの利用停止 保有個人データの消去

III. 利用目的の通知

<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報の利用目的は、以下のとおりです (利用目的)
(<input type="checkbox"/> 別添資料あり <input type="checkbox"/> 別添資料なし)
<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報の利用目的は、ご回答できません (回答できない理由)
個人情報の保護に関する法律 第 18 条 2 項 () に該当するためです

IV. 開示、第三者提供記録の開示

<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報は、以下のとおりです
A. 氏名 B. 住所 C. 性別 D. 生年月日 E. 電話番号 F. メールアドレス G. マイナンバー H. その他 ()
(<input type="checkbox"/> 別添資料あり <input type="checkbox"/> 別添資料なし)
<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報は、開示等ができないことをお知らせいたします
<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()

(開示等ができない理由) 個人情報の保護に関する法律 第28条2項 () に該当するためです
--

V. 訂正、追加、削除等

<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報は、以下のとおり訂正等をいたしました	
(訂正前)	(訂正後)
(<input type="checkbox"/> 別添資料あり <input type="checkbox"/> 別添資料なし)	
<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報は、訂正等ができないことをお知らせいたします	
(訂正等ができない理由) 個人情報の保護に関する法律 第29条2項 () に該当するためです	

VI. 利用停止、消去等

<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報は、以下のとおり利用停止、消去等をいたしました	
(利用停止、消去をした情報)	
(<input type="checkbox"/> 別添資料あり <input type="checkbox"/> 別添資料なし)	
<input type="checkbox"/> ご請求いただいた個人情報は、利用停止、消去等ができないことをお知らせいたします	
(利用停止、s y 応挙等ができない理由) 個人情報の保護に関する法律 第30条2項もしくは4項 () に該当するためです	

請求書対応者

株式会社北日本朝日航洋 情報保護委員会事務局

印

確認者

株式会社北日本朝日航洋 情報保護委員会事務局長

印

承認者

株式会社北日本朝日航洋 個人情報保護管理責任者

印

開示等に応じられない場合の理由

個人情報保護に関する法律

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第十八条（取得に際しての利用目的の通知等） 4 項

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第二十八条（開示） 2 項

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 4 項 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合

第二十九条（訂正等） 2 項

その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合

第三十条（利用停止等）

- 2 項 当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 項 当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。